

令和8年消耗品単価契約 仕様書

1 品名・規格・予定数量等 見積書のとおり

2 契約期間 **令和8年1月1日から令和8年12月31日まで**

3 発注・納入方法

(1) 発注

原則として、毎週火曜日及び金曜日（祝日等の場合は、翌開庁日）午後1時以降、メールで発注書を送付するので、本契約の相手方となった者は、メールを確認すること。ただし、緊急時には電話等による発注を行う場合がある。

(2) 納入及び検収

納入場所は、県庁西館2階サプライセンター及び県庁内各所属（静岡市葵区追手町9-6）とする。サプライセンターへの納入は、開庁日の午前9時30分から正午及び午後1時から午後3時30分までの間に行うこと。なお、納入場所について用度課から特別の指定があった場合には従うこと。

納入に際して、県庁用度課において検収を受けること。

(3) 納入期限

原則として、発注書が送付された日の翌日から起算して1週間以内に納入すること。ただし、当該日が閉庁日に当たる場合は、用度課の指定する日とする。

なお、止むを得ない事情があり期限までに納入が困難な場合は、速やかに申し出、用度課の指示に従うものとする。

4 見積書提出期限 **令和7年11月20日（木）午後1時まで**

5 その他

① 採否は、「**単価**」で決定する。見積書に記載された単価に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって契約単価（小数点以下第4位まで）とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する額を見積書に記載すること。

② 採否については、採用の場合のみ「4 見積書提出期限」の翌週水曜**午前まで**に用度課より連絡する。

③ 予定数量は、契約単位の数量であるので注意すること。なお、予定数量は過去の実績に基づき算出しているが、発注数を保証するものではない。

④ 税抜単価に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位まで表すこと。

⑤ 基準品以外の同等品で見積書を提出する場合は、**令和7年11月13日（木）午後1時まで**に、当該物品が仕様を満たすことを証明する資料（カタログの写し等）を用度課あて提出すること。これにより、用度課が同等品であると判断した場合にのみ見積書の提出を認めるものとする。

⑥ 基準品が複数示されている場合及び基準品以外の同等品で見積る場合には、見積書にメーカー・型番を記入（または丸囲み）すること。

⑦ 「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」の特定調達品目である場合には、その判断基準を満たすものであること。

⑧ 次の事項に該当するとき、静岡県は契約を解除することができる。

- ・受託者が正当な理由なくして上記事項に違反した場合。

- ・役員等（個人である場合には当該個人をいい、法人である場合は当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められるとき。

- ・暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が実質的に経営に関与していると認められるとき。

- ・役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用したと認められるとき。

- ・役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- ・役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。